

## 選定審査方法について

### 1. 審査方法

- (1) 書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行う。
- (2) 点数は、「125点満点/人×委員長を除く出席委員数＝満点」とする。  
(例 出席委員 4 人の場合は500点)
- (3) 採点した委員の合計点数を合算し、最終得点が最上位の応募団体を指定管理者候補者として選定する。
- (4) 審査については、①定性的評価（提案点・基礎点）、②定量的評価（価格点）により採点を行う。選定基準における位置付けは次のとおり。

#### 【選定基準（抜粋）】

No.	審査項目	配点	評価
(1)	① 管理運営の方針・コンセプト・目標 ② 平等利用	5点	定性的評価 (提案点)
(2)	① 経営管理計画①(経営資源、組織体制、事業実績) ② 経営管理計画②(施設運営計画)	25点	
(3)	① 利用者ニーズの把握 ② マーケティング・プロモーション計画 ③ 個人情報保護・情報公開の考え方 ④ 人権尊重・障害者等への考え方	10点	
(4)	① 開館時間、休業日の考え方 ② 利用料金の考え方 ③ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ④ 運営体制計画 ⑤ リスク管理計画	20点	
(5)	① 観光案内展示室の運営計画 ② 茶の湯等体験室の運営計画 ③ 復元茶室の運営計画 ④ 企画展示室の運営計画 ⑤ 集客・賑わい創出業務の運営計画 ⑥ 駐車場運営計画 ⑦ 自主事業の実施計画	25点	
(6)	① 施設維持管理経費の考え方 ② 経費縮減に向けた考え方・収支計画	5点	定性的評価 (提案点)
		価格点 25点	定量的評価 (価格点)
(7)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組	5点	定性的評価 (提案点)
		基礎点 5点	定性的評価 (基礎点)

## 2. 採点について

(1) 基礎点及び価格点については、応募書類に基づき、次のとおり採点を行う。

### ■ 基礎点（5点）

障害者等就職困難者の雇用や市内経済の活性化の観点から、次に掲げる項目について該当する事項がある場合は、提案内容にかかわらず基礎点を付与する。

項 目	配点の内訳
(1) 次のいずれかに該当する場合(※1) ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(※2)を1人以上雇用している場合 ○ 堺市障害者雇用貢献企業である場合 ※1 共同企業体の場合はすべての者が満たしていること。 ※2 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	2点
(2) 65歳以上への定年の引上げ又は定年の定めのある廃止を行っている場合 ※ 共同企業体の場合はすべての者が満たしていること。	2点
(3) 市内に本社・本店を有している場合 ※ 支店その他の事業所は含まない ※ 共同企業体の場合は1者以上が満たしていること。	1点

### ■ 価格点（25点）

価格点は、最も低い指定管理料を提案した応募者の点数を25点とし、その他の応募者の点数は、下記計算式により提案のうち最も低い価格からの割合で算出する。

計算に用いる指定管理料の額は、平成27年度から平成31年度までの提案された指定管理料の平均値（小数点以下切捨）とし、平均値の上限額は6.(2)で示している市積算の指定管理料の平均値189,000千円（小数点以下切捨）とする。

【計算式】

$$\text{価格点} = \frac{\text{「提案のうち最も低い指定管理料」}}{\text{「当該応募者の提案する指定管理料」}} \times 25 \text{点}$$

- (2) 提案点（95点）については、採点者は、自らが当該施設の利用者であるという視点及び専門的な観点から判断し、採点する。
- (3) 審査の結果、提案点の最終得点が満点（「95点満点/人×委員長を除く出席委員数＝満点」）の50%以上に達した団体がない場合は、指定管理者として適格者なしとする。
- (4) 最上位の者が同点で複数ある場合は、選定委員会の審議により決定する。